

知っておきたい、遺言書の検認について

近年、ご自身が亡き後の、財産の分割に関して、ご家族の負担軽減やご自身の意思を実現させたいと望まれ、その具体的な実現手段として遺言書を作成される方が増加しています。今回は、作成した遺言書の内容を実現する際の課題として【遺言書の検認】について取り上げてみたいと思います。

1. 遺言書の検認とは

まず遺言書の種類には、大きく分けて「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3つがあります。

- ①自筆証書遺言：本人が本文・日付・氏名を自署のうえ捺印して作成。
- ②公正証書遺言：証人立ち合いのもと公証人が作成し、本人・公証人、証人が署名・捺印して作成。
- ③秘密証書遺言：本人が本文を用意のうえ署名・捺印し封印、封書に本人と公証人、証人が署名・捺印して作成。

これらの遺言のうち、①自筆証書遺言（法務局で遺言書保管制度を利用しなかった場合）と③秘密証書遺言の2種類については、遺言者が亡くなり、遺言書が発見された際には、家庭裁判所に遺言書の「検認」を請求する必要があります。

「検認」とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせると共に、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きになります。あくまで遺言書の事実を確定するものであり、遺言書の有効・無効を判断する手続きではありません。



2. 「検認」の効果

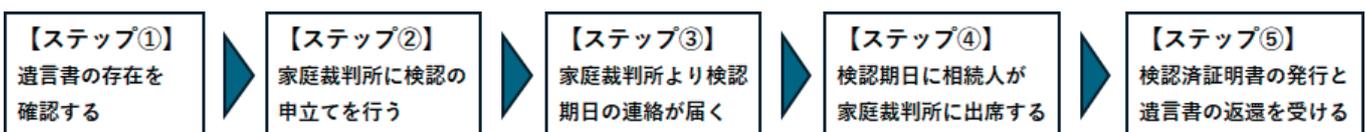
家庭裁判所の検認を受けた検認済証明書を取得することで、法務局での変更登記や金融機関での手続き等に必要な書類を取得したり、遺言書の内容通りの遺産分割の手続きを行うことができるようになります。

検認前に遺言書を開封してしまうと、偽造や改竄を疑われたり、罰金が科される恐れもあります。①自筆証書遺言（法務局で遺言書保管制度を利用しなかった場合）や③秘密証書遺言を発見したら、早期に検認の申立てを行いましょ。



3. 検認手続きの流れ

検認は図のような流れで手続きを行っていきます。



(1)必要書類

検認の申立てを行う際に必要な書類は以下の通りです。

- ①遺言書
- ②検認の申立書（800円分の収入印紙貼付）
- ③遺言者の出生から死亡までの戸籍謄本
- ④相続人全員の戸籍謄本

(2)必要な費用

検認の申請にかかる費用は以下の通りです。

- ①手数料（収入印紙800円分）
- ②法定相続人等関係者連絡用の郵便切手代（1,000円～）
- ③検認済証明書の交付費用（収入印紙150円分）

(3)家庭裁判所で申立人が行うこと

申立人は家庭裁判所での検認手続きの際に、遺言書の検認申立書と当事者目録を作成し提出します。

(4)裁判官による検認

家庭裁判所より指定を受けた日に、相続人の立合のもと裁判官により遺言書が開封されます。裁判官の検認が完了すると、検認済証明書の発行を受けることができ、併せて検認を受けた遺言書の返還を受けます。

ここまで手続きが完了した時に、遺言書を使用した変更登記の申請、預貯金口座や証券口座内の保有株式等の相続手続きを行うことができるようになります。



4. 検認後の注意点

検認が完了しても、遺言書通りに遺言者の意思が叶うかは別の問題となります。

場合によっては遺言の実行が困難になってしまうこともあります。

(1)遺言書の要件に不備があるケース

自筆証書遺言は、専門家によるアドバイス等を受けずに作成される方も多く、遺言内容が法律上必要な要件を充足せず無効となってしまう場合もあります。

(2)遺言執行者による手続きが困難になるケース

遺言書では、遺言書に則り相続手続を行う遺言執行者を選定することができます。しかし、執行者には煩雑な相続手続の負担が生じるため、高齢である場合や、相続人が遠方にいる場合、相続人の数が多い場合等には、手続きが進まず執行が困難になってしまうこともあります。

遺言書には、法律で定められた細やかな要件があります。

ご自身の意思がきちんと叶い、滞りなく実行できる遺言内容にするためにも、専門家によるアドバイスを受け作成されることをお勧めします。



5. まずは専門スタッフに相談を

足利銀行では、専門のスタッフが相続対策やご資産の承継に関して、幅広くご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部にご相談ください。

本資料は、情報提供資料として作成されたものであり、情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、法務、会計、税務等の取り扱いについては、弁護士、会計士、税理士等と別途ご相談のうえ、最終のご確認、ご判断をお願いいたします。